

御殿場市災害時要援護者
避難支援計画（個別計画）の作成方法について

介 護 福 祉 課（長寿福祉スタッフ）

電話：８３－１４６３

社 会 福 祉 課（障害者福祉スタッフ）

電話：８２－４２３８

はじめに

この要援護者避難支援計画（個別計画）（以下、個別計画。）作成方法については、要援護者の支援を行っていただく自主防災組織の方や支援をしていただく方々の参考になるよう作成させていただいたものです。

本マニュアルはあくまでも参考として地域の実情に応じて取組みをしていただけたら幸いです。

個別計画の対象者

個別計画の対象者は、下記の要援護者リスト対象者のうち、自力で避難することが不可能な人、避難にあたって家族などの支援者がいない人など災害時に地域で支援が必要な人（避難行動要支援者）が対象として想定されています。もちろん自力で避難することや家族の支援が可能であっても、本人や家族が個別計画の作成を希望する場合には作成することが望ましいでしょう。

要援護者リストの対象者

- ① 要介護3以上の認定を受けている者
- ② ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみで構成される世帯のうち、親族等の支援を受けられない状況にある者
- ③ 身体障害者手帳1級から4級の手帳の交付を受けている者（身体障害者）
- ④ 療育手帳の交付を受けている者（知的障害者）
- ⑤ 精神保健福祉手帳の交付を受けている者（精神障害者）
- ⑥ 難病患者
- ⑦ その他上記の状態に準ずる者

⇒これら要援護者の災害時の配慮については、「《参考》要援護者の主な特性と災害時の配慮事項」をご覧ください。

個別計画作成の流れ

① 要援護リスト対象者の聞き取り調査

要援護リストを元に対象者のお宅を訪問し、趣旨や内容を説明し聞き取り調査を実施する。聞き取りの結果、災害時に支援が必要と思われる場合には、本人や家族の同意を元に個別計画作成する。調査の結果、避難支援が必要な人は、要援護者リストの「避難支援」の項目に○をつけることを想定しています。

※ 調査者については、自主防災組織の中で民生委員、防災リーダー、組長、班長など地域の実情に応じて自主防災組織で決めていただくことを想定しています。



② 個別計画作成

要援護者本人や家族と話し合い、どのような支援が必要かを個別計画に記入することを目的としています。個別計画はすべての項目を聞き取りしなくてはならないというのではなく、可能な範囲で構いません。また、市で用意させていただいた個別計画はあくまでも参考様式のため、地域の実情に応じて独自の項目を加えたり、変更することも可能です。全く異なった様式でも構いません。

個別計画作成をした場合、要援護者リストの「個別計画」の項目に○をつけることを想定しています。



③ 避難支援者の選定

避難支援者とは、災害時に要援護者の安否確認や避難の手助けをする人のことです。避難支援者の選定にあたっては、要援護者本人の意思を尊重して選定することが一番ですが、可能な限り近隣に居住する人の中から選定し、なるべく複数の避難支援者を選定することが望ましいでしょう。

なお、避難支援者も災害時には、被災する可能性もあることから、責任を課すものではありません。あくまでも避難支援者の善意・任意の協力による支援であるということを要援護者、避難支援者双方がよく理解しておく必要があります。



④ 個別計画の共有

作成した個別計画は要援護者やその家族の確認を行った上、要援護者をはじめ、避難支援者、自主防災組織で情報を共有し、災害時に備えるとともに、平常時からの見守りや防災訓練等で活用することが望まれます。

※ 市では個別計画の回収は致しません。



⑤ 個別計画の更新

毎年9月下旬に新しい要援護者リストを自主防災組織への提供を予定しています。この新しいリストを元に新規対象になった人の調査を実施します。ただし、以前から要援護者リストの対象となる人も状況が変わっている可能性もあるため、定期的に個別計画に変更がないか、新たに対象になる人はいないか確認する体制が整っていることが望ましいでしょう。

※ 古い要援護者リストについては、新しいリストと引き換えに市で回収をする予定です。

個別計画作成時の留意事項

個別計画の作成にあたっては、あらかじめ本人や家族に趣旨や内容を説明し、同意を得た上で作成してください。

まずは、地域の実情に合わせて、今できるところから取組を始め、取組の効果を検証して次の取組へとつなげていくことが大切です。

◀ 参考 ▶ 要援護者の主な特性と災害時の配慮事項

要援護者には、適切な避難行動がとりにくい特性があるため、避難にあたってはそれぞれの特性を十分に認識し、対応することが必要です。

(1) 高齢者

◆認知症を有する方

- ・記憶が抜け落ちたり、徘徊するなど、自分で判断して行動することが困難
- ・相手に自分の状況を知らせることが難しい

災害時の配慮事項

☞ 予期しない行動をとる場合もありますが、叱ったりすると余計に混乱することもあるため叱ったりすることは控え、一人にはしないように配慮することが大切です。

◆要介護高齢者

- ・食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの介助が必要な場合があり、自力での移動ができない方もいます。

災害時の配慮事項

☞ 寝たきりや歩行困難の人では、避難する際に担架、リヤカー、車いす等の補助器具が必要。補助器具が用意できない場合にはおんぶ等の方法も想定されます。

(2) 身体障害者

◆目の不自由な人

- ・全く見えない人から見えにくい人まで様々で、視覚による状況把握ができず危険を認識することが困難です。

災害時の配慮事項

☞ 音声による情報伝達や状況説明が必要。介助者がいないと避難が困難なため避難誘導（歩行支援）の援助が必要。場合によっては白杖を確保しておくことが想定されます。

◆耳の不自由な人・言語が不自由な人

- ・外見では分かりづらく、全く聞こえない人から聞こえにくい人まで様々で、音声による危険を知らせる警告音や避難、誘導などの指示の認識が困難です。
- ・言葉で相手に自分の状況を知らせることが困難です。

災害時の配慮事項

☞ 補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達や状況説明が必要。メモや筆記用具等を用意しておくことが想定されます。

◆肢体の不自由な人（手足が不自由な人）

- ・足の不自由な人はちょっとした段差でも進めないことがあり、杖や車椅子が必要になる人もいます。

- ・マヒがある人の中には記憶力の低下や言葉が出にくい人もいます。

災害時の配慮事項

☞寝たきりや歩行困難の人では、避難する際に担架、リヤカー、車いす等の補助器具が必要なことも想定されます。補助器具が用意できない場合にはおんぶ等の方法も想定されます。

◆内部障害を持っている人（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・肝臓・小腸）

- ・外見からは分かりづらく、疲れやすいなど長時間立つことや歩行が制限されている方もいます。医薬品がなければ命に関わる場合もあります。
- ・腎臓機能に障害のある人では人工透析が定期的に必要で、透析が受けられない場合には命に関わります。
- ・呼吸器に障害のある人の中には常時、医療器材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）が必要な人もいます。
- ・直腸やぼうこうに障害のある人では、人工肛門や人工膀胱から蓄便袋や蓄尿袋への排泄が必要な方もいます。

災害時の配慮事項

☞常時使用している医薬品や医療器材を携行する必要があります。

（3）知的障害者

- ・判断力が弱いことにより、自分で危険を判断し避難行動を取ることが難しいことがあります。災害の発生による環境の変化により、精神的な動揺が高まることがあります。

災害時の配慮事項

☞気持ちを落ち着かせながら安全な場所に誘導したり、支援することなどが必要です。

（4）精神障害者

- ・多くの人は自分で判断し行動することができますが、災害の発生による環境等の変化によって、精神的な動揺が高まることがあります。
- ・適切な治療と服薬により症状をコントロールできます。

災害時の配慮事項

☞普段から薬を服用しているため、災害時には薬を携帯する必要があります。本人と支援者は薬の名前や用量を把握しておくとともに、かかりつけの医療機関による支援も必要です。

（5）難病患者

- ・状態は様々で、外見では分かりづらい人もいます。多くの人は服薬をしているため、災害時には薬を携帯する必要があります。

災害時の配慮事項

☞医薬品の携行や医療機関の把握が必要。避難時の移動の介助も想定される。